

# 建築物等の解体・補修時には 石綿含有建材の調査が必要です

令和4年(2022年)4月1日から、熊本市内における建築物等の解体等を行う場合は、事前に実施する**石綿含有建材の調査結果を熊本市に報告する**必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年(2022年)4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査(事前調査)を実施する必要があります。

## 報告の方法

■ **gBizIDへの登録** <https://gbiz-id.go.jp> へアクセス



gBizID

※ gBizIDとは複数の行政サービスの電子申請において、1つのアカウントで利用できる認証システムです。



■ **石綿事前調査結果報告システム**で報告

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp> へアクセス

石綿事前調査結果報告システム



### ログイン時にgBizIDを使用

(システムは令和4年(2022年)4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

# 事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ③ 工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

令和5年(2023年)10月1日から、建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等<sup>※1</sup>に依頼する必要があります。<sup>※2</sup>

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)<sup>※3</sup>

※1 義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※2 令和5年(2023年)10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望めます。

※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」をご参照ください。

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)



熊本市環境局環境推進部環境政策課

熊本市中央区手取本町1番1号7階

TEL096-328-2427

詳細は、熊本市もしくは環境省ホームページをご覧ください



【熊本市ホームページ】

熊本市 大防法改正



【環境省ホームページ】

環境省 大防法改正

# 石綿(アスベスト)関連規制 が改正されました

令和5年(2023年)10月1日から、建築物(建築設備を含む)の解体・改修工事を行う際※<sup>1</sup>は、**資格者等による事前調査**※<sup>2</sup>の実施が義務付けられます。

ただし、事前調査自体は令和5年(2023年)9月以前でも行う必要があります。

建築物(建築設備を含む)の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。



## 事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)※<sup>3</sup>
- ④ 令和5年(2023年)9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者



- ※<sup>1</sup> 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※<sup>2</sup> 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすこととなります。
- ※<sup>3</sup> 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



# 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

## 登録講習機関 (令和3年(2021年)7月末現在)

- ◆ (一社)日本環境衛生センター
- ◆ 建設業労働災害防止協会
- ◆ (一社)環境科学対策センター
- ◆ 中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆ (一社)日本石綿講習センター
- ◆ 中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆ (一社)企業環境リスク解決機構
- ◆ (株)安全教育センター
- ◆ (公社)東京労働基準協会連合会

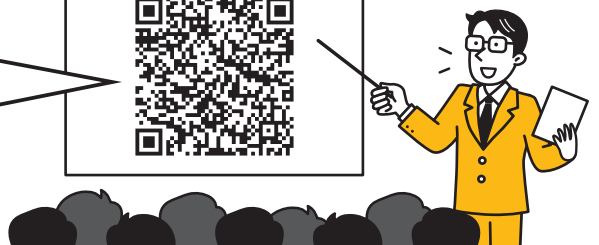
(一部抜粋)

## 講習内容

種 別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義(11時間)、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義(11時間)、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義(7時間)、筆記試験	一般調査者と同じ

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。  
 ※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください。

厚労省 建築物石綿含有建材調査者講習 



## 💡 チェックポイント 💡

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年(2006年)9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

熊本市環境局環境推進部環境政策課

熊本市中央区手取本町1番1号7階

TEL096-328-2427

詳細は、熊本市もしくは環境省ホームページをご覧ください



【熊本市ホームページ】

熊本市 大防法改正 



【環境省ホームページ】

環境省 大防法改正 